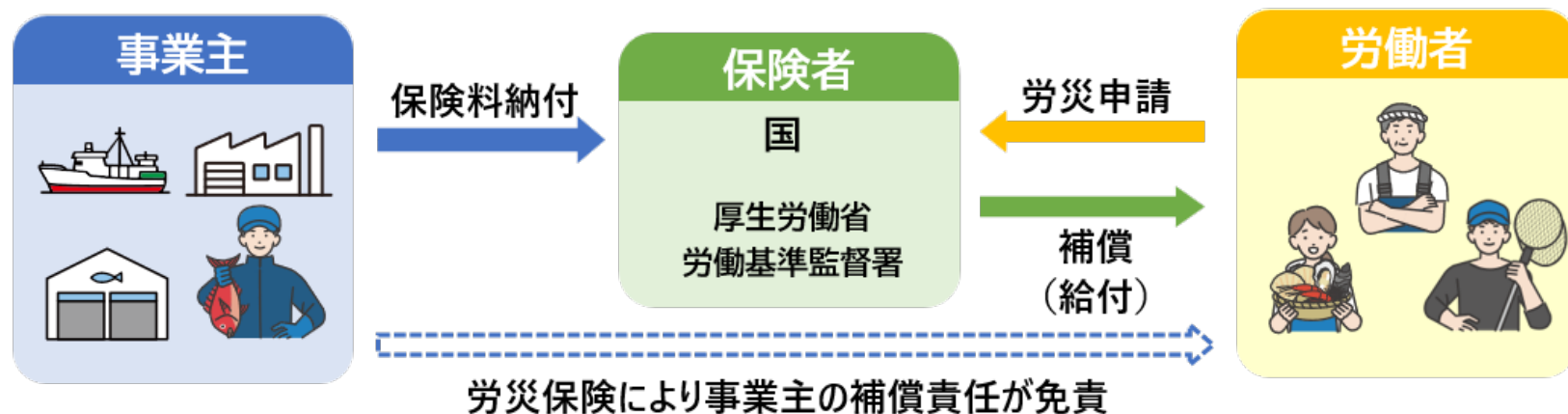


労災保険制度の見直しについて (漁業分野)

令和8年8月
水産庁企画課

労災保険制度とは

- 労働者が仕事や通勤が原因で負傷したり、病気になったり、又は亡くなったりした場合に、被災労働者への療養に関する給付や遺族への給付等を行うといった制度です。



【労働災害の例】



操業中の転落・海難



漁具使用中の負傷

- 原則、労働者を一人でも雇っている事業は労災保険が適用事業となりますが、農林水産業の場合、**一部の小規模な個人経営体による事業は適用の例外（暫定任意適用）**となっています。

常時使用の労働者	法人・個人	総トン数	事業の内容	労働者	中小事業主等、一人親方等
5人以上	法人	全て	全て	適用	中小事業主等 (特別加入可能※)
	個人	全て	全て		
5人未満	法人	全て	全て		
	個人	5トン以上	漁業(船員法適用等)	任意加入	中小事業主等 (特別加入可能※)
			漁業(内水面等)		
			養殖		
		5トン未満	全て		
		漁船によらない	全て		
0人	個人	漁船による	漁業	常時使用でなくとも 労働者を 雇用する場合 任意加入	一人親方等 (特別加入可能※)
			養殖		
		漁船によらない	全て		

※ 特別加入するためには一定の要件があります。詳しくは都道府県労働局・労働基準監督署にお尋ねください。

漁業における労働災害の現状

- **水産業における労働災害事故発生率**（死傷年千人率：9.6）は、他産業平均（同：2.3）に比べて**4倍以上**の高い水準です。
- **小規模経営体においても死亡事故等の労働災害が発生**しています。

労働災害発生率(2025年)

(死傷千人率)

労働者（全産業）	2.3
農業	5.9
建設業	4.0
林業	17.7
漁業・養殖業 (船員法適用事業除く)	9.6

注：
死傷年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数(休業4日以上)の割合を示すもの

資料：死傷者数は労働者死傷病報告による休業4日以上死傷者数、労働者数は労働力調査(総務省)による雇用者数(役員を除く)を用いて算出。

事業場単体が使用している労働者数別の水産業における労働災害発生件数(2024年)

労働者数	労災発生件数(人)			死亡及び休業1か月以上の割合
		うち死亡者数	うち休業1か月以上	
～4	71	3	44	66%
5～	309	1	185	60%

資料：労働者死傷病報告を基に集計・分析

暫定任意適用事業場における死亡事故(労災保険が給付された例)

死因等	災害発生状況等
海への転落(行方不明)	刺網漁業のため出航し、漁場へ向かう途中で船内から行方不明、海に転落したと推認された。
両側血気胸、骨盤骨折	昆布の洗浄作業を行っていたところ、同僚の運転するトラクターショベルが洗い場に侵入し、トラクターショベルの下敷きになり死亡。
溺水	船上でロープの長さを調節している時に、ロープが体に絡まり、ロープと一緒に海に転落し、溺水により死亡。

- 令和8年7月10日、**労災保険の適用事業に関する暫定措置を廃止し、現在、任意適用とされている農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部も労災保険の適用事業とする（5年以内の施行）、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律が成立しました。**
- 農林水産省は、「第6回農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会」（令和7年8月27日）における、暫定任意適用事業に関して「適用に向けた検討を進めることについて、賛成である。」「労働者の安全確保と、雇用に向けた第一歩という観点から、適用の意義は大きい。」とのご意見を踏まえ、**暫定任意適用事業を廃止し、適用事業とする方向性**で厚生労働省と連携し、準備を進める必要があるとしました。
- 漁業についても、労働者保護や人材確保、経営安定の観点から、雇用主が労災保険に加入していくことは重要であるため、**水産庁においても、漁業の暫定任意適用事業を廃止し、適用事業とする方向性**で厚生労働省と連携し、準備を進めてきました。
- 労災保険の暫定任意適用事業の廃止は、厚生労働省の「労災保険制度の在り方に関する研究会」や「**労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会**」において議論が行われ、第127回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（令和8年1月14日）において取りまとめられました。
- なお、第124回労災保険部会（令和7年11月20日）では、農林水産省や関係団体へのヒアリングが行われ、**農林水産省経営局、林野庁、水産庁、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、日本林業経営者協会及び全国漁業協同組合連合会**が出席・報告しました。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第60号）の概要

厚生労働省の
資料より

改正の趣旨

就業構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、労働災害に対する幅広いセーフティネットを整備するため、労働者災害補償保険の遺族補償年金における支給要件等の見直し、特定の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者等を構成員とする団体が同保険の適用を受けるための要件の法定化、同保険の適用事業に関する暫定措置の廃止等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 遺族補償年金における支給要件等の見直し【労働者災害補償保険法、船員保険法、石綿による健康被害の救済に関する法律】

- ① 遺族補償年金等、特別遺族年金等について、夫にのみ課せられた支給要件（妻の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態にある者）を撤廃する。
- ② 遺族補償年金等について、遺族が1人の場合の年金額を、現行の給付基礎日額の153日分（55歳以上又は一定の障害の状態にある妻は175日分）から、一律で175日分に改める。

2. 労災保険給付請求権等の消滅時効期間の見直し【労働者災害補償保険法、船員保険法、労働基準法】

- その疾病の性質上、災害補償の事由に該当するものかどうか等を容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、療養補償給付等の請求権等の消滅時効期間を2年から5年にする。

3. 労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止【失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正法】

- 労災保険の適用事業に関する暫定措置を廃止し、現在、任意適用とされている農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部も労災保険の適用事業とする。

4. 特別加入団体の要件の法定化等【労働者災害補償保険法】

- ① 労災保険の特別加入団体（一人親方等の特別加入に係る手続等を行う団体）について、現在は通達等で定めている労災保険に係る業務や業務災害の防止に関する活動を適切に実施すること等の要件を法令に規定する。
- ② 特別加入団体に対する業務改善命令や、当該命令に違反した場合に当該団体についての保険関係を消滅させることを可能とする。

5. 社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てに係る審査請求先等の見直し【労働者災害補償保険法】

- 現行では行政不服審査法の対象とされている、社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てについて、労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象とし、審査請求先及び再審査請求先を労災保険給付に関する決定への不服申立てと同様とする。

等

施行期日

このほか、平成19年の雇用保険法等の一部改正法で改正を要した失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正法等の整備法第5条第2項について、規定の形式的修正を行う。

令和9年4月1日（ただし、3は公布の日から起算して5年以内の政令で定める日）

- 現在、任意加入となっている一部の小規模な個人経営体も法律の公布の日（令和8年7月17日）から5年以内の政令で定める日以降は、労災保険の適用事業となります。

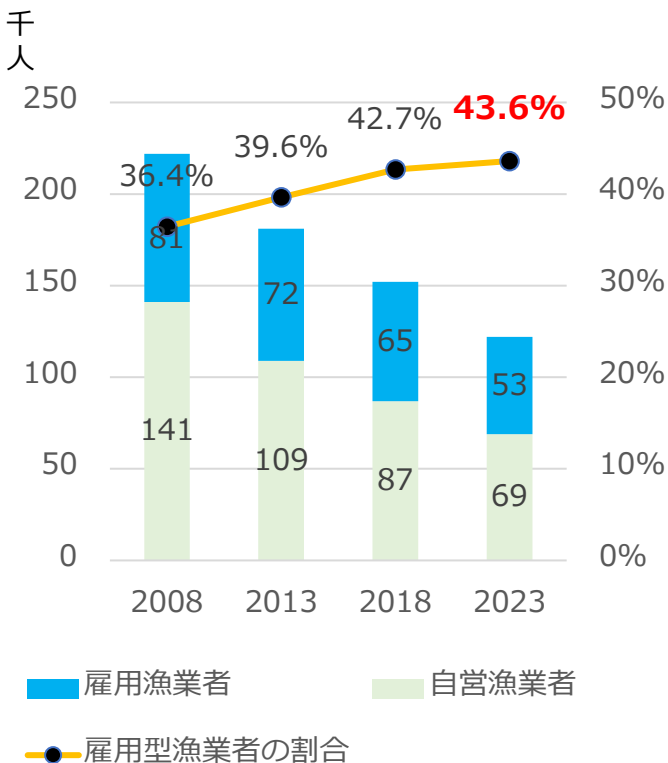
常時使用の労働者	法人・個人	総トン数	事業の内容	労働者	中小事業主等、一人親方等
5人以上	法人	全て	全て	適用	中小事業主等 (特別加入可能※)
	個人	全て	全て		
5人未満	法人	全て	全て		
	個人	5トン以上	漁業(船員法適用等)	任意加入 ⇒適用事業に	中小事業主等 (特別加入可能※)
			漁業(内水面等)		
			養殖		
		5トン未満	全て		
		漁船によらない	全て		
0人	個人	漁船による	漁業	常時使用でなくとも 労働者を 雇用する場合 任意加入 ⇒適用事業に	一人親方等 (特別加入可能※)
			養殖		
		漁船によらない	全て		

※ 特別加入するためには一定の要件があります。詳しくは都道府県労働局・労働基準監督署にお尋ねください。

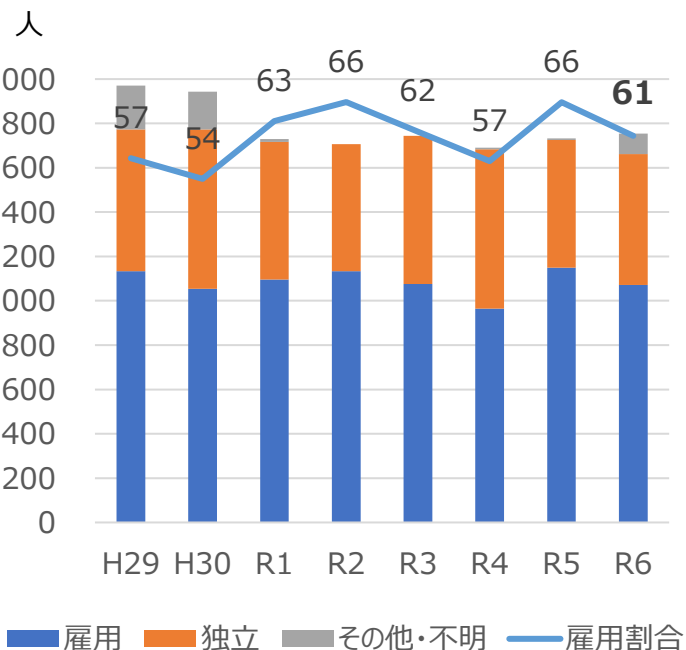
労災保険の加入意義①(人材確保の観点)

- 漁業者は全体的に減少傾向ですが、法人等の雇用型漁業者の割合は増加傾向です。
- 新規就業者を就業形態別で見ると、近年は雇用型（会社経営体等への雇用）が全体の約2/3を占めており、このうち他産業からの就業が増えており、約8割を占めています。
- 人材確保（労働者の採用・定着）のためには、労働災害防止の取組に合わせて、労災保険等による補償措置も確保し、労働者が安心して働ける環境づくりが重要です。

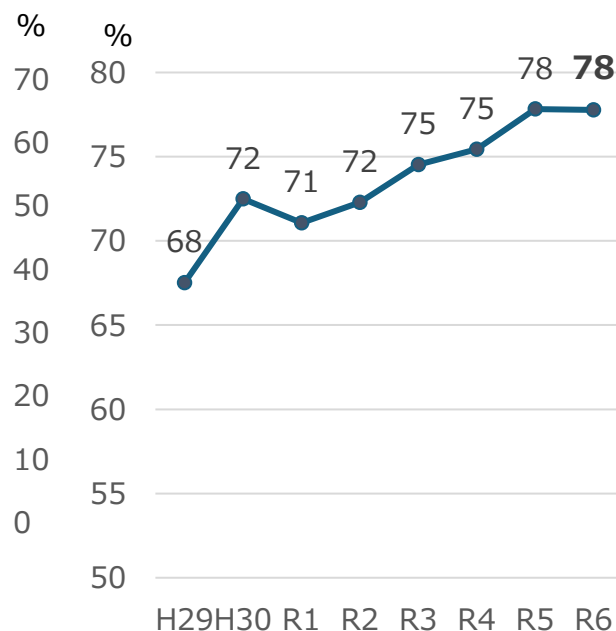
漁業就業者数の推移



新規就業者の雇用・独立自営の割合



雇用のうち
他産業からの新規就業者の割合



- 労働者が業務上負傷、死亡等した場合、事業主が災害補償責任を果たす必要があります。それは、**暫定任意適用の対象となる事業者であっても変わりません。**
- 経営を持続的に行っていくためには、**急な災害補償にも対応できるよう、労災保険の加入により、労働災害に対する補償への備えも重要です。**

労働災害が発生した場合の事業主の負担の例

業務災害	労災保険加入の場合	労災保険未加入の場合
海中転落し死亡	負担なし (労災保険から給付)※	遺族補償として 約1,060万円負担
転倒し骨折	休業補償として約 2 万円負担 (それ以外は労災保険から給付)	休業補償・ 療養補償として 約32万円負担

注：本表における医療費等の額は、参考として一定の前提の下で水産庁において試算したものであり、記載した業務災害が実際に発生した場合における額とは異なる点について留意が必要。
注：本計算に当たっては、日額 1 万円の従業員が被災したと仮定して水産庁において試算。

※労災保険では遺族補償給付については一時金ではなく終身年金であるなど、一部の給付については、労働基準法上事業者に課せられている補償責任よりも、労働者に対し、手厚く補償される部分もあります。

- 労災保険は、**原則として一人でも労働者を使用する事業は、業種の規模の如何を問わず、すべて適用**されます。労働者であればアルバイトやパートタイマー等の雇用形態は関係ありません。

例えば・・・

繁忙期のみ雇用

労働者を雇用していて
民間の共済・保険等に参加済

パート・
アルバイトを雇用

技能実習制度で外国人を雇用

スポットワークアプリを
通じて雇用

特定技能制度で外国人を雇用

**これらの場合でも
労働者を一人でも雇用していれば加入が必要になります**

【参考】暫定任意適用を受けている経営体（試算）

- ・ 漁業センサス（2023年）によると、暫定任意適用事業の対象と考えられる経営体は、**最大でも約1.8万経営体**。※（ただし、海上作業と陸上作業の両方を行っている雇用者がいる経営体が重複して計上されている可能性がある）
- ・ 暫定任意適用を受けながら**任意で加入しているのは約2千経営体**（令和7年9月時点）。

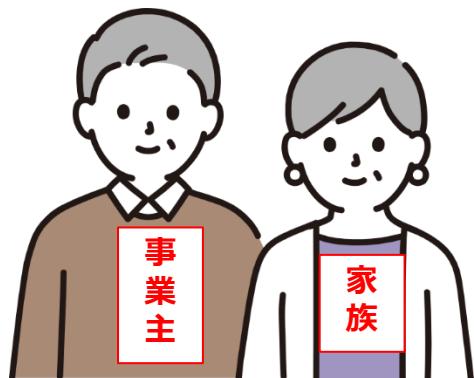
※ 漁業センサスにおける海上作業者として11月1日現在1～4人を雇用する経営体及び陸上作業者として1人以上を雇用する経営体の合計（両データには重複があり得ること等に留意が必要。）並びに湖上作業従事者及び自家養殖業従事者として1人以上を雇用する経営体の合計

- 労災保険における労働者とは、「**職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者**」をいい、契約の内容、労務提供の内容、労務提供の形態、報酬等から総合的に勘案して判断されます。

(参考：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/keiyaku/index02.html)

(例)

同居の親族だけで経営している場合



**同居※の親族のみを使用している場合は
労災保険の適用事業とはなりません。**

※同居とは、居住及び生計を一にしているか否かで判断されます。

第三者に仕事ををお願いする場合



アルバイトやパートタイマー等であっても、人を雇用する場合、原則、労災保険の適用対象となります。

指揮監督を受けて働き、賃金が支払われていれば
研修やインターンという名目であっても労働者となります。

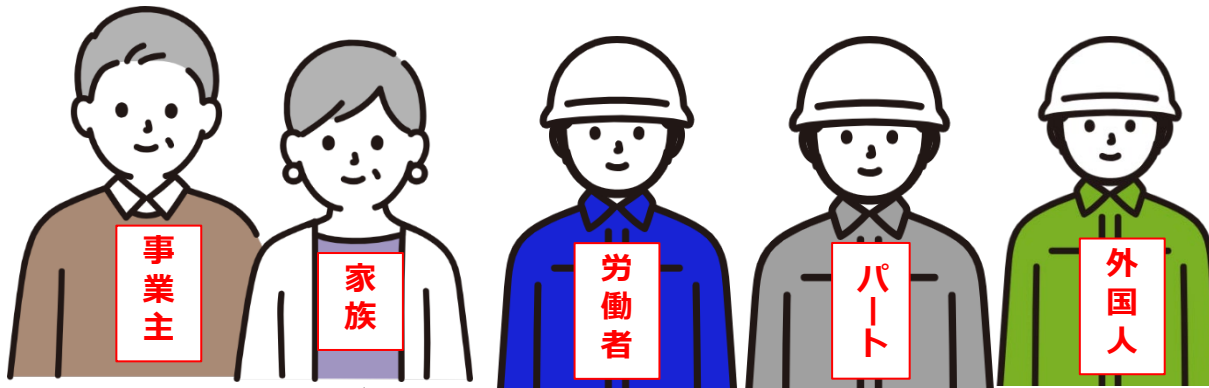
一般論として、労働時間の拘束や仕事内容等について事業主からの指揮命令がない者は労災保険の適用対象とならないケースがあります。

(参考) 労災保険の特別加入について

- 労災保険は、本来労働者を対象とした制度ですが、一定の条件を満たす**一人親方や中小事業主等も、「特別加入制度」を利用して労災保険に加入できます（任意加入）**。

労働者を雇用する事業主・家族従事者

雇用する労働者について労災保険に加入している事業が対象



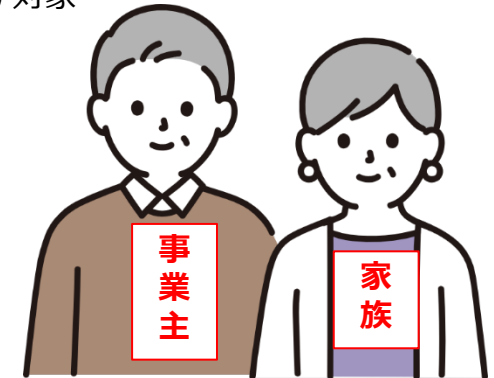
※家族だけ単独で加入はできない

**特別加入
(中小事業主)**

労災保険の対象

労働者を雇用しない事業主・家族従事者

- ・漁船による水産動植物の採捕の事業
- ・船員法第1条に規定する船員が行う事業等が対象



※家族だけ単独で加入はできない

**特別加入
(一人親方その他の自営業者)**

- 労災保険料は、全労働者の**年度内の賃金総額**に保険率を乗じて算出されます。
- 労災保険率は**業種ごとの事故の発生頻度**などを勘案して**原則3年おきに見直**されます。

< 1年分の労災保険料の計算方法 >

当該年度にすべての労働者に支払った賃金総額※ × 労災保険率

※ 賃金総額：賃金、手当、賞与など、名称にかかわらず、労働者に対して労働の対価として支払われるすべてのもの。

(参考) 1 経営体当たりの労災保険料 (現行) のイメージ

	賃金総額 (一例)	労災保険料
5トン未満の漁船漁業 【海面漁業】	80万円※	約1.4万円
のり類養殖	450万円※	約5.9万円

※ 労働者 1 名を毎月20万円×4か月雇用した場合

※ 労働者 3 名を毎月20万円×6か月 (+ 賞与30万) 雇用した場合

< 漁業における労災保険率の推移 >

[単位：1/1000]

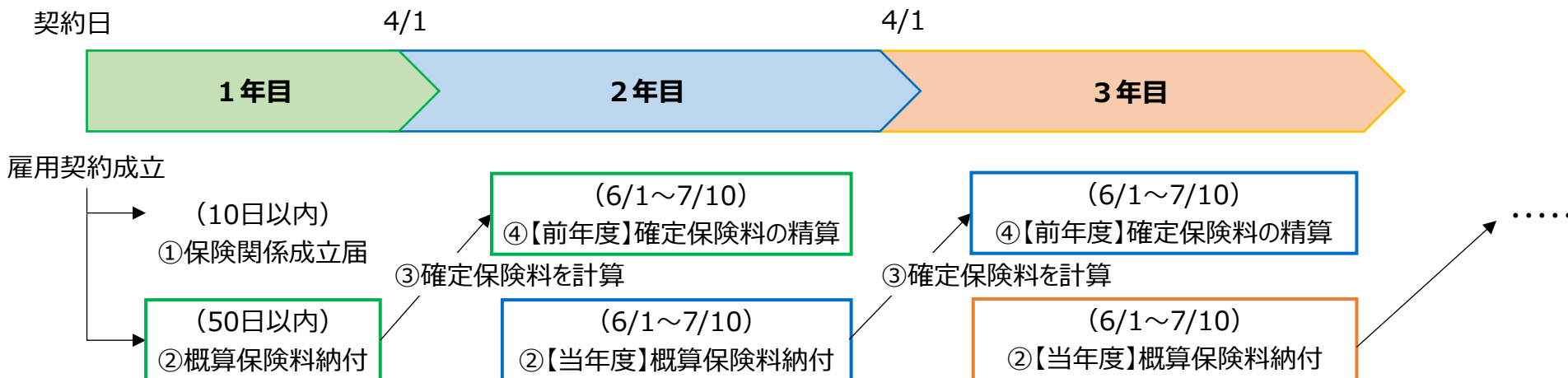
	2006～ 2008	2009～ 2011	2012～ 2014	2015～ 2017	2018～ 2023	2024～ (現行)
海面漁業 (定置網漁業・海面魚類養殖業を除く)	41	32	20	19	18	18
定置網漁業・海面魚類養殖業	40	41	40	38	38	37
海面漁業以外の漁業又は農業	12	12	12	13	13	13

※海面で行う採介藻漁業（コンブ、ワカメ等の海藻類の採取の事業・アサリ、ハマグリ等の貝類の採捕の事業）、無給餌養殖（のり、コンブ、ワカメ等の海藻類の養殖の事業・真珠、ホタテ、カキ類の貝類の養殖の事業）は海面漁業以外の漁業の分類となる。

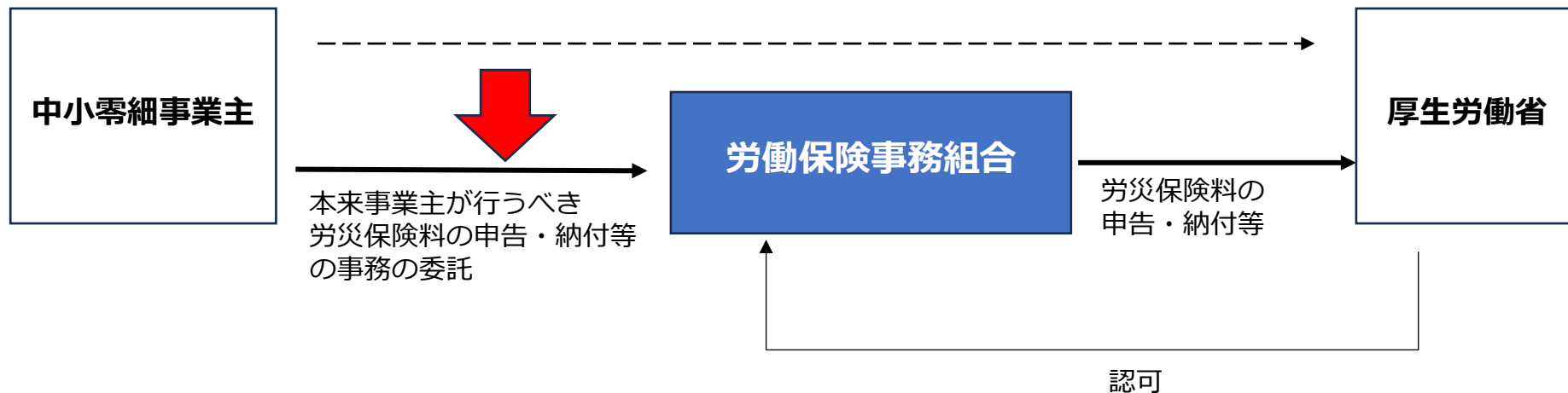
※さし網漁業は、定置網漁業の分類となる。

※特別加入の労災保険率は異なる

- ① 「保険関係成立届」（暫定任意適用事業の場合は「任意加入申請書」）を提出（労基署）
【雇用契約成立の翌日から10日以内※暫定任意適用事業の場合は任意加入申請書を提出するとき】
- ② 当年度の賃金総額の見込みを計算し、「概算保険料申告書」を提出し、概算で納付（労基署or金融機関）
【雇用契約成立の翌日から50日以内※暫定任意適用事業の場合は認可日から50日以内】
- ③ 「賃金集計表」を作成し、3月31日を過ぎたら、確定保険料を計算
 ※ 当初は見込んでいなかった雇用（季節雇い、日雇い等を含む）が発生した場合も、
 その都度手続きする必要はなく、3/31以降の確定保険料の計算の中で一括処理する
- ④ 「確定保険料申告書」を提出し、前年度の確定保険料を精算。
併せて、当年の保険料を概算納付（②と同様）（労基署or金融機関） 【6月1日～7月10日】



- 中小事業主が、**労災保険料の申告・納付や各種届出等の事務を、厚生労働大臣が認可した団体（商工会、漁業協同組合等）に委託**できる労働保険事務組合制度があります。
※原則、有料での委託となる

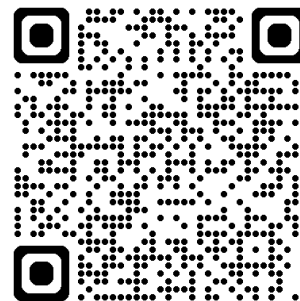


(参考)

水産庁HPにおいて、漁業・養殖業事業主向けに無料相談可能な労働保険事務組合窓口を掲載
(令和8年6月現在で182事務所)

※初回相談は無料だが、相談内容によっては有料

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/roudou_housei/attach/pdf/rousai-6.pdf



- 水産庁として、**労働者の採用・定着のため、また急な事故が発生した際に事業主が負うべき災害補償に備える観点からも、労災保険に加入することを推奨**しています。このため、**労災保険制度に関するパンフレットやQ&Aを作成**しています。
- 10月には、ライフジャケット着用状況調査の枠組を活用し、まずは漁協向け労災保険制度の認知度等調査を行う予定です。

漁業者の皆さま /

一人でも人を雇う場合には、
労災保険の加入が必要になります



労災保険への加入が労働者・経営を守り、
安心して働ける環境を作ります！

労災保険への加入で実現できること

人材確保につながる

漁業は他産業と比べ労働災害発生率が高い産業です。事故があっても補償を受けられることが安心して働ける環境づくりが重要です。

経営リスクに備えられる

事業主は、従業員が業務上負傷した場合に必要な治療費を負担するなどの災害補償責任を負っています。労災保険に加入していない場合、事業主がこれらの補償をしなければなりません。

事業主の補償義務の例

- 海中転落し死亡（遺族補償） → 約1,000万
- 甲板ですべり転倒し骨折（療養および休業補償） → 約30万

人材確保につながる

1,000人あたり 9.6人
1,000人あたり 2.3人
全産業平均

令和7年 労働災害発生率

水産庁

労災保険制度とは

労働者が仕事や通勤が原因で負傷したり、病気になったり、又は亡くなった場合に、被災労働者への療養に関する給付や遺族への給付等を行うという制度です。



労災保険により事業主の補償責任が免責

主な給付の種類

- 療養補償給付
- 休業補償給付
- 障害補償給付
- 遺族補償給付
- 葬祭料

【労働災害の例】

- 操業中の転落・海難
- 漁具使用中の負傷

他の産業と同様に漁業においても一人でも人を雇う場合には、労災保険の加入が必要になります。
※法律の公布の日（令和8年7月17日）から5年以内の政令で定める日以降

■ 労災保険加入の対象

- 繁忙期のみ雇用
- パート・アルバイトを雇用
- 民間の共済・保険等に参加済
- 外国人を雇用

▲ これらの場合でも一人でも雇用していれば加入が必要になります

※ 従業員を雇わず家族のみで営む場合は、原則、労災保険制度の対象外ですが、一定の条件を満たす場合、「特別加入制度」を利用して労災保険に加入できますので、積極的に加入しましょう。

労働災害防止の取組について

労働災害の発生そのものを防止することも重要です。水産庁の動画等を活用して、労働災害の防止に努めましょう！

加入相談窓口のご案内

水産庁のHPでは漁業者の皆様が相談可能な窓口一覧を掲載しています。

詳しくはこちら
<https://www.fishaff.go.jp/sikaku/260428.html>

水産庁 漁政部企画課

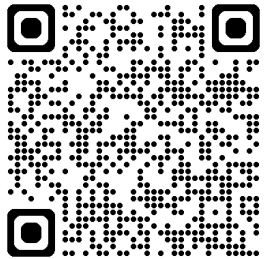
➤ 労災保険制度、給付手続について
都道府県労働局労働基準部労災補償課

➤ 労災保険加入手続について
都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険徴収（課）室

➤ 所在地一覧

[都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧 | 厚生労働省](https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html)

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



➤ 労災保険相談ダイヤル
0570-006031

➤ 漁業分野のことについて
水産庁漁政部企画課 03-6744-2340